

令和7年度 板橋区議会基本条例の検証について

議会基本条例第29条に規定されている同条例の検証については、平成26年11月19日議会運営委員会決定により、議員の任期開始後3年目の第2回定例会以降、検証を行うこととしている。

については、集中的・継続的に議論を進めるため、下記のとおり議会基本条例検証作業部会（以下「検証作業部会」という）を設置し、検証を行う。

記

1 検証スケジュール（案）

令和7年 5月28日〔議会運営委員会〕検証作業部会の設置、委員の選出等
6月16日〔議会運営委員会〕検証作業部会の委員等について（報告）
6月下旬 ↓ 〔検証作業部会〕月1回、全6回程度
11月
12月 〔議会運営委員会〕検証結果の報告

〔条例を改正する場合〕

令和8年 2月〔全員協議会〕条例改正の内容説明及び意見聴取（第29条第4項）
〔議会運営委員会〕意見聴取の結果報告、検証結果の公表について
3月〔本会議〕条例改正
4月 区議会だより・ホームページでの検証結果の公表（第29条第1項）

2 検証作業部会委員の選出について

委員の人数及び各会派の割り振りについては、議会運営委員会に準じるものとし、会長選出会派は自民党、副会長選出会派は公明党とする。

自民党4名、公明党2名、民主クラブ1名、共産党1名（計8名）

については、別紙1「委員の選出について」に各会派から選出する議員氏名を記入し、6月6日（金）までに調査係へご提出ください。

なお、議会運営委員会出席会派以外の会派及び無所属議員については、検証部会が必要と認めた場合、オブザーバーとして出席できるものとする。

3 課題の提出について

議会基本条例の諸原則を踏まえた運用上の課題について、別紙2「議会基本条例 課題シート」に記入し、6月6日（金）までに調査係へデータでご提出ください。

提出いただいた課題は、検証作業部会において検証を進めていきます。

4 検証作業の進め方について

検証作業の進め方については、検証作業部会に一任する。なお、検証作業部会における検証結果については、議会運営委員会において報告を受け、決定する。

5 担当

調査係 服部・横山

議会基本条例検証作業部会 委員の選出について

会 派	委 員	
自民党 (4名)	会長	
	委員	
	委員	
	委員	
公明党 (2名)	副会長	
	委員	
民主クラブ (1名)	委員	
共産党 (1名)	委員	

令和7年6月6日（金）までに、下記担当宛てにご提出ください。

【担当】

区議会事務局調査係 服部・横山

議会基本条例 課題シート

別紙2

会派名 _____

No. 1	条項：第●条（○○○○）	
取組状況	本課題シートをもとに 検証作業を進めるため、 できるだけ具体的に ご記入ください。	
課題・問題点		
今後の取組の 方向性		
条例改正の 必要性		
	☐ 必要 （内容： _____） ☐ 不要	
No. 2	条項：第 条（ _____ ）	
取組状況		
課題・問題点		
今後の取組の 方向性		
条例改正の 必要性	☐ 必要 （内容： _____） ☐ 不要	